

**令和7年度
明石市都市景観審議会 公募委員募集要項**

【目的】

この要項は、「明石市都市景観審議会」の委員について、幅広く市民の意見を反映するため公募委員を募集するものです。

○明石市都市景観審議会とは

明石市都市景観条例（平成4年3月26日、条例第1号）第22条の規定に基づき設置された附属機関で、都市景観の形成に必要な事項について、調査審議するものです。

【スケジュール】

（１）広報

広報あかし（2025年8月15日号掲載）及びHPに掲載、各市民センター等に配布

（２）募集期間

2025年8月15日（金）から8月29日（金）まで

（都市総務課窓口へ持参、郵送、Eメール又は応募フォーム（Logo フォーム）で提出）

※窓口持参の場合は平日午前8時55分から午後5時40分まで

（３）選考

面接による選考

・面 接 日：2025年9月上旬

・選考結果通知：2025年9月中旬通知（発送）

（４）委員の期間

2025年10月1日から2027年9月30日までの2年（予定）

【応募方法】

（１）提出物

応募用紙（応募フォームによる提出の場合は添付不要）

（２）提出先及び問い合わせ先

明石市都市局都市整備室都市総務課

住所：〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所本庁舎7階

電話：078-918-5037（直通）

E-mail：tosou@city.akashi.lg.jp

応募フォーム（Logo フォーム）：<https://logoform.jp/f/DHkjM>



【選考方法】

（１）募集人数

２名程度

（２）応募資格

市内に在住、在勤または在学する満 18 歳以上（2025 年 10 月 1 日時点）の方
※ただし、国、地方公共団体の議員及び常勤の公務員の方は応募できません。

（３）選考方法

応募用紙及び面接の内容について総合的な評価を行います。なお、選考結果は全員に通知します。

（４）報酬

審議会に出席していただいた際に、市の規定により委員報酬をお支払します。

（５）その他

- ①応募いただいた書類は、お返しいたしません。
- ②応募に要する費用は、すべて応募者負担となります。
- ③委員に決定された場合は、審議会等ごとに氏名を公表させていただきます。